総務委員会会議録

１　期　　日　　令和４年１２月　７日（水）

２　会　　場　　第３委員会室

３　開会時刻　　午前１１時４０分

４　閉会時刻　　午後　０時２５分

５　出席者　　委 員 長　寺田幸弘　　副委員長　藤澤恭子
委　　員　松本　均　　委　　員　草賀章吉
委　　員　山本行男　　委　　員　鈴木久裕
委　　員　鷲山記世
当局側出席者　総務部長、監査委員事務局長、議会事務局長、所管課長
事務局出席者　議事調査係　山崎貴哉

６　審査事項

・議案第１３０号 掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
・議案第１３１号 掛川市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
・議案第１３２号 掛川市職員の定年等に関する条例の一部改正について
・議案第１４１号 市道掛川高瀬線道路改良工事変更請負契約の締結について
・議案第１４２号 字の区域の変更について（板沢地区）
・議案第１４３号 字の区域の変更について（高瀬地区）
・閉会中継続調査申し出事項　５項目で了承

７　会議の概要　　別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和４年１２月　７日

市議会議長　　松本　均　様

総務委員長　寺田幸弘

議　　事

午前１１時４０分　開議

○委員長（寺田幸弘）　ただいまから総務委員会を開会いたします。

今定例会におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第 130号　掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをはじめとして計 6件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

審査に入る前に、私から 3点お願いいたします。

初めに、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いいたします。

次に、質疑においては、説明を求める場合、まずは議案等のページを示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いし、一問一答方式でお願いします。議案に関係のない質疑や発言は控えていただきますようお願いいたします。

次に、傍聴の申出がありましたので許可いたしましたので、御報告いたします。

以上といたします。

それでは、審査に入ります。

議案第 130号　掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘）　ありがとうございました。

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　この議案第 130号から 132号まで定年延長関係が出てくるのですけれども、この順番、 132号、 131号、 130号の順にしなかった考え方はどういうことですか。

○委員長（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　通例どおり、新規制定を先に御審議いただきまして、その後に一部改正という順番でやりましたが、分かりづらいというのは、すみません、今、思っております。

○委員長（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　そういう考え方でやったというのは、本当にその分かりやすさでいうとどう

かということで、一応申し上げました。

○委員長（寺田幸弘）　そのほか質疑はありませんか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第　130号　掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘）　ありがとうございました。

議案第 130号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第　131号　掛川市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘）　ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑ありませんか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉）　高齢者との表現になっているが、そうしなきゃいけないわけじゃないんでしょう。何かもっといい表現はないのか。

○委員長（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　55歳を超えて高齢者というのは、我々も非常に違和感がありますが、地方公務員法に高齢者部分休業という規定があるものですから、それに合わせて規定させていただこうと思っているところでございます。

○委員長（寺田幸弘）　草賀委員。

○委員（草賀章吉）　できれば、掛川市の条例なんでしょうからあんまりこだわらないで、高齢者と言われると55歳では、ちょっとぴんとこないなと思いましたので、ぜひ御検討いただければと思います。

○委員長（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　この制度の趣旨は、加齢による身体的な事情への対応等、部分的に勤務しないことがやむを得ない場合ということ、肉体的、精神的、また家庭の事情でというときに、この休業制度を使いなさいということなんですけれども、できるだけ職員に周知するときには、そのまま言えば高齢者部分休業なんですけれども、何らか少し変えて説明はしていきたいと思っています。

○委員長（寺田幸弘）　そのほかございますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　平成16年に地方公務員法が改正されて創設された制度ということなんだけれども、今まで当市では導入してこなかった、そのあたりの考え方を伺います。

○委員長（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　休暇制度は、介護休暇ですとか別の休業制度があったり、実際この高齢者部分休業を使うとなるとその分減額されるものですから、条例整備がされてこなかったと思うのですが、今回、定年延長制度に併せて条例整備をしようということで上程させていただきました。

○委員長（寺田幸弘）　よろしいでしょうか。

それでは、そのほか質疑はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第 131号　掛川市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘）　ありがとうございました。

議案第 131号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものといたします。

次に、議案第 132号　掛川市職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘）　ありがとうございました。

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　これは準則どおりということでいいんですか。

○委員長（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　はい、そのとおりです。

○委員長（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　もし許されるならですよ、10月24日の資料がよくできた資料だと思うので、これでちょっともう一度おさらいをさらっと説明してもらうと、皆さんの理解というか私も理解できると思うので、よろしくお願いいたします。

○委員長（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　10月24日の全員協議会に提出しました資料の 3ページになりますが、定年延長制度の主なポイントを記載させていただいております。

まず 1番が、定年が段階的に 2年に 1歳ずつ上がりまして、最終的には65歳となりますよということです。制度の完成が令和13年 3月31日になります。

あと、役職定年制が導入されるということ。

それと、60歳を超えた職員の給料水準が 7割水準になりますよと。

あと 4つ目が、定年前再任用短時間勤務制が導入されます。

それと 5つ目が、情報提供と意思確認の制度、定年を迎える前に情報提供とこの後どうしますかということで意思確認を行います。

イメージとしては、 4ページにありますように60歳到達時に選択肢が 4つありまして、定年延長

を選ぶか、定年前再任用短時間勤務を選ぶか、それとも会計年度任用職員として働くか、または60歳の時点で退職しますというこの 4つの選択肢がございます。

5ページのほうに、各対象生年月日と定年年齢のイメージを載せてあります。

ちなみに先ほどの5つのポイントを申し上げましたけれども、条例のどの部分で改正されているかというのを申し上げたいんですけれども、まず、議案書の98ページの第 7条で役職定年制が導入されるということを改正しております。議案書の 102ページの第12条で定年前再任用短時間勤務制度の導入を、 103ページの附則の第 3項で定年が段階的に 2年に 1歳ずつ上がり65歳になりますということと、同じく 103ページの附則の第 4項で情報提供と意思確認の制度のことについて規定しております。

この条例ではないんですけれども、先ほどの給与条例の一部改正、議案書でいうところの 167ページの附則の第16項、そちらで60歳を超える職員の給料水準が 7割水準になりますと、そういった改正をさせていただいております。

以上です。

○委員長（寺田幸弘）　ありがとうございました。

10月24日の全員協議会の説明を基に再度説明していただきました。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　一応一通り聞くんですけれども、これに対する職員組合との交渉状況を教えてください。

○委員長（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　職員組合とは妥結しております。

○委員長（寺田幸弘）　よろしいでしょうか。

そのほか質疑はありませんか。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　準則どおりであり、また、うちの組合も妥結しているということ、何かもう納得しているということですので、よろしいかなというふうに私は思います。

○委員長（寺田幸弘）　ありがとうございました。

鈴木委員からの意見に対して、意見のある方はお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で討論は終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第　132号　掛川市職員の定年等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘）　ありがとうございました。

議案第 132号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さて、ここで時間も12時10分になろうとしております。あと　3議案がございますけれども、この議案につきまして、お昼の時間を過ぎておりますけれども、当局の皆様、あるいは委員の皆様、いかがいたしましょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　職員の皆さん、しっかり昼の休憩を取るべきだと思いますので、どうしてもというならですけれども、休憩にしていただいたらと思います。

○行政課長（熊切紀和）　お任せします。

○委員長（寺田幸弘）　それでは、議案第 141号について審議をしたいと思います。

議案第 141号　市道掛川高瀬線道路改良工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘）　ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　当初 6億何千万だったものを 1,100万減額するということですか。

○委員長（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　6億 258万円で契約したものを変更契約いたしまして、 1,114万 3,000円減額した 5億 9,143万 7,000円とするものであります。

○委員長（寺田幸弘）　その他、質疑はありませんか。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第 141号　市道掛川高瀬線道路改良工事変更請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘）　ありがとうございました。

議案第 141号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、鈴木委員が言われたとおりお昼後ということでよろしいですね。

〔発言する者あり〕

○委員長（寺田幸弘）　当局から引き続き進めることについて確認がとれましたので、そのまま進めたいと思います。

次に、議案第 142号　字の区域の変更について（板沢地区）を議題といたします。

それでは、資産経営課の説明をお願いいたします。

村上資産経営課長。

○委員長（寺田幸弘）　ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　板沢山を全部なくすことに至った考え方を伺います。

○委員長（寺田幸弘）　村上資産経営課長。

○資産経営課長（村上将士）　この板沢山は大字の板沢、目標物でいきますと県道の掛川大東線青田トンネルのあたりからずっと板沢山という小字が広がっておりまして、広い範囲に広がり過ぎておるということで、板沢5工区につきましては、五百済地区になりますけれども、その辺の整理ということで板沢山をやめさせていただきました。このような経緯がございます。

○委員長（寺田幸弘）　その他、質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　それと、五百済の区域がずっとほかの年中谷とかいろんなところにぐねぐねとあるのは、これはどういう考え方でここを残したんでしたか。

○委員長（寺田幸弘）　村上資産経営課長。

○資産経営課長（村上将士）　図面上のオレンジ色が大字の上内田になります。その他の色の部分が大字の板沢になります。大字が違いますので、この部分のオレンジ色が残って、水路のような形で残っておりますけれども、この辺はそのままになります。

○委員（鈴木久裕）　字でもやむを得ないのか。

○資産経営課長（村上将士）　大字が違いますので、字の変更はできないというようなことになっております。

○委員長（寺田幸弘）　そのほか質疑はありませんか。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第　142号　字の区域の変更（板沢地区）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘）　ありがとうございました。

議案第 142号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 143号　字の区域の変更（高瀬地区）についてを議題といたします。

それでは、資産経営課の説明をお願いします。

村上資産経営課長。

○委員長（寺田幸弘）　ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑ありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　この字の境界はこれでこれでとなりますけれども、個々の筆境は、換地処分されるまでもっと整備した形になってきますか。

○委員長（寺田幸弘）　村上資産経営課長。

○資産経営課長（村上将士）　基盤整備事業を実施しておりますので、その形状に合わせて筆の分合筆をこれから整備していくというように聞いております。

○委員長（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　議案書の 195ページで、字徳井寺と字極楽の間って本来極楽に属すると思われる茶色いところが、一番上の茶色って水色になっているじゃないですか。これは、多分換地処分でこんな変な画が取れないもので、この辺りは引くよというか、大ざっぱとおおらかに考えるということでよろしいですね。

○委員長（寺田幸弘）　村上資産経営課長。

○資産経営課長（村上将士）　字の区域の変更後に、水色の部分の一部が食い込んでおりますが、この形が基盤整備での田んぼの境になると思われますので、ここで字界を描いて一つの字にしていくということです。

以上です。

○委員長（寺田幸弘）　そのほか質疑ありませんか。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第　143号　字の区域の変更（高瀬地区）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘）　ありがとうございました。

議案第 143号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務委員会に付託されました議案の全ての審査を終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査申出事項について議題といたします。

お手元に資料を配付してありますので、御覧いただきたいと思います。

サイドブックスのフォルダに入っています。

○委員長（寺田幸弘）　資料のとおり 5項目の内容でよろしいでしょうか。

〔「よろしいです」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　よろしいですか。

それでは、総務委員会の閉会中の継続調査の申出事項については、資料のとおり　5項目といたします。

以上で総務委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次に、その他に入ります。

その他、皆さんからございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘）　以上で総務委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後　０時２５分　散会